

地域振興策及び風評被害対策の概要について

地域振興策及び風評被害対策については、関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応する。

1. 地域振興策

最終処分場設置に当たり、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策のために行われる事業を支援する。

① 対象事業

地元の要望を踏まえ、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策を目的として行われる幅広い事業を対象

(例) 処分場周辺の道路整備や地域の住民が集まれるような施設

風評被害防止を目的とした観光や地域の特産品のPR

その他、周辺地域振興や風評被害対策を目的とする各種事業

② 実施形態

自治体が設置する基金に対し、基金造成費補助金を交付することを想定

③ 交付先

基金造成自治体：都道府県又は市町村

④ 交付予定金額

50億円（平成26年度予算）※5県合計

2. 風評被害対策

まずは風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により風評被害の未然防止に万全を尽くす。

これらの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じる。

➤ 環境省ホームページを通じたPR

- ・ 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明



➤ 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じたPR

- ・ 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処分施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



指定廃棄物のいまとこれから

指定廃棄物とは?

指定廃棄物の処理の流れ

一時保管と収集・運搬

焼却などの減容化

処分施設の安全性

モニタリングによる安全の確認

放射線の基礎知識

➤ 新聞広告等を通じたPR

- ・ 一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等や選定手法について新聞広告によりお知らせ（平成 25 年 12 月、平成 26 年 1 月）

安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を 環境省

熊本県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に安全な施設で処分することが必要です。平成25年12月に熊本県における処分施設候補地の選定手法が決まりました。国が責任を持って候補地選定を進めますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

発生経緯

平成23年10月の福島県内福島第一原子力発電所事故によって大規模な放射性物質の漏れが発生し、県内各地で放射性物質が検出されました。放射性物質を一定期間保管して安全な処分施設で処分する必要があります。

処理の必要性

放射性物質は、自然に分解するまでに数百年から数千億円に達する放射性物質を、安全に保管する必要があります。放射性物質は、自然に分解するまでに数百年から数千億円に達する放射性物質を、安全に保管する必要があります。

施設の安全性

放射性物質を安全に保管するためには、適切な施設が必要です。放射性物質を安全に保管するためには、適切な施設が必要です。

熊本県における処分施設候補地の選定手法

まず、指定廃棄物の処理に必要な処理能力を確保し、放射性物質の漏れ防止が可能な施設を選定します。次に、放射性物質の漏れ防止が可能な施設を選定し、放射性物質の漏れ防止が可能な施設を選定します。

安全等の観点から避けるべき地域を除外
安全等の観点からより採りやすい土地を選定
最終的な候補地を提示

指定廃棄物処理情報サイト <http://shibehaiki.env.go.jp/> 指定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 03-6741-4535

- ・ 指定廃棄物に対する理解を深めていただくための連載広告の実施（全5回：平成 26 年 3 月下旬）

指定廃棄物のいとは何か 環境省

指定廃棄物のいとは何か 環境省

可燃物は焼却などによって安定化 環境省

県界に近づいている一時保管施設 環境省

地下施設に埋め立て長期間管理 環境省

- ・「指定廃棄物とは」、「指定廃棄物の放射能レベル」について新聞広告によりお知らせ（平成 26 年 6 月）



安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地などで一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している雹害などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任をもって指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

指定廃棄物とは

日常生活で排出されたごみの焼却灰や腐わらぬたい肥などに放射性物質が付着し、一定濃度（1キログラム当たり5,000ベクレル）を超えて含まれているもので、環境大臣が指定した廃棄物のことです。栃木県では現在約14,000トンの指定廃棄物などが発生しています。県民の皆さまの長期的な安全を確保するため、放射性物質汚染対策特別法に基づき、国の責任のもと、適切な方法で処理します。

指定廃棄物の種類

焼却灰、下水汚泥、肥料原料焼却物(堆肥)、肥料原料焼却物(たい肥)

指定廃棄物の放射能レベル

指定廃棄物は原子力施設で発生した放射性廃棄物ではありません。原子力施設で発生した廃棄物を、コンクリート構造で密封された施設で放射線がコンクリートと鉛がけを併用して遮断し、放射能レベルを1キログラム当たり1,000ベクレルまで半分以下に抑えられ、これと同等と指定廃棄物(5,000ベクレル〜10万ベクレル程度)と比較すると約100分の1以下、はるかに小さい数値になります。

約100分の1
指定廃棄物の放射能濃度 (5,000〜10万ベクレル/kg程度) << 放射性廃棄物の放射能濃度 (50万〜100万ベクレル/kg程度)

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> 指定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 03-6741-4535(9:10~18:15 土日祝除く)

- ・一時保管の現状と処分施設の安全性について新聞広告によりお知らせ（平成 26 年 7 月）



安心・安全確保のため、指定廃棄物の早急な処理を。

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地などで一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している雹害などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任を持って指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今は安全に一時保管されていますが...

- 保管が長期化
保管の長期化により、保管者に負担がかかっています。
- 自然災害が懸念
雹害や洪水などの自然災害による施設や施設が損壊されます。
- 県内各地に分散して保管
県内約170ヵ所で保管されています。

長年にわたる安全・安心を確保するために、処分場が必要です。

- 外部に放射性物質を出さず、放射能を遮へいする構造です。
二重のコンクリートで密封し、放射能を遮へいする構造の廃棄物の処理を行います。また、放射性物質を発生する性質を持つ土壌などを遮断することで、放射能を遮へいします。
- 長期間にわたる監視・維持管理を行います。
放射能レベルを監視し、目標よりコンクリートの健全性を確認します。また、地下水のモニタリングや空間線量率の測定を行い、安全安心の確保に万全を尽くします。

◎栃木県内の指定廃棄物を栃木県内で処分するための施設です。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> この広告・指定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 03-6741-4535(9:10~18:15 土日祝除く)

- ・栃木県と共同で、指定廃棄物について県民のご理解とご協力をお願いするための「大切なお知らせ」（新聞折り込み）、栃木県内各戸へ配布。（平成 25 年 8 月）

➤ **モニタリング情報の公表**

- ・施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表。